

## 特定商取引法違反の訪問販売業者に対する行政処分（指示）について

県は、屋根補修工事等の住宅リフォーム工事を行う訪問販売業者であるホンダ工務店こと本田大門に対し、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「法」という。）に違反する事実を認定したため、平成 28 年 2 月 23 日に法第 7 条の規定に基づく業務改善の指示を行いました。

### 1 事業者の概要

- (1) 名 称 ホンダ工務店こと本田大門（ほんだ だいもん）
- (2) 所 在 地 茨城県龍ヶ崎市
- (3) 設 立 平成 26 年 3 月頃
- (4) 取引形態 訪問販売
- (5) 業務内容 住宅リフォーム工事（主に屋根の補修工事）
- (6) その他 事業者に対しては平成 26 年 11 月に指導を実施したが、その後も違反行為を繰り返していた。

### 2 取引の概要

ホンダ工務店こと本田大門（以下「同事業者」という。）は、茨城県内において消費者宅を訪問し、事業者の名称や屋根補修工事等の勧誘であることを告げずに、「瓦がずれている。外に出て見てください。」等と言って屋根に上がり、法で記載が義務付けられている事項を記載していない契約書面（記載不備書面）を消費者に交付していた。

また、契約時に金銭（契約金等）を支払った消費者が、同事業者に書面で契約解除を通知（クーリング・オフ）したにもかかわらず、同事業者は受領した金銭を消費者に返還していなかった。

### 3 県内の消費生活センターへの相談件数

過去の相談件数：15 件（平成 26 年 7 月から平成 27 年 11 月末）

### 4 違反事実の概要

#### (1) 氏名等不明示（法第 3 条）

勧誘に先立って、消費者に事業者の名称や住宅リフォーム工事を勧誘することが目的である旨を明らかにしなければならないところ、同事業者は「瓦がずれている。外に出て見てください。」などと告げるのみで、事業者の名称や本来の勧誘目的を明らかにしていない。

#### (2) 契約書面の記載不備（法第 5 条第 1 項）

法で記載が義務付けられている「役務の種類（工事の詳細）」、「役務の対価の支払方法」を記載していない契約書面を消費者に交付していた。

(3) 債務不履行（法第7条第1号）

消費者から書面で契約解除を通知（クーリング・オフ）されたにもかかわらず、契約時に消費者から契約金として受領した金銭の返還を怠っていた。

**5 指示の内容**

- (1) 訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し事業者の名称、役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を明らかにすること。
- (2) 訪問販売に係る役務提供契約の締結に当たっては、法で定める記載内容を正しく記載した契約書を交付すること。
- (3) 訪問販売に係る役務提供契約の解除によって生じた債務を速やかに履行すること。

**6 今後の対応**

指示に従わない事実が確認された場合は、所要の手続きを経た上で、業務停止命令を行う。

**7 問い合わせ先**

(1) 処分内容についての問い合わせ先

茨城県生活環境部生活文化課 生活担当 電話 029-301-2829

(2) 同様のトラブルでお困りの方の問い合わせ先：188（いやや！）

（又は茨城県消費生活センター 電話 029-225-6445）